# 企業版ふるさと納税マッチング支援及びPR業務委託に係る
# 企画提案審査会設置要綱

（設置）

第１条　企業版ふるさと納税マッチング支援及びPR業務（以下「本業務」という。）を受託する事業者を選定するに当たり、事業者からの提案について適切かつ公正な審査を行うため、企画提案審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

（業務）

第２条　審査会は、次に掲げる業務を行うものとする。

（１）本業務に関する企画提案書の審査

（２）本業務に関する企画提案のヒアリング（プレゼンテーション）

（３）本業務に関する優先交渉事業者の選定

（４）その他必要な事項

２　前項第２号に掲げる業務については、必要があると判断した場合に実施する。

（組織）

第３条　審査会は、委員長及び委員５名をもって組織する。

２　審査会の委員長及び委員は、次のとおりとする。

委員長　山梨県　総務部　理事

委　員　山梨県商工会連合会　経営支援課長

〃　公益財団法人やまなし産業支援機構　総務課長

〃　山梨県　高度政策推進局　広聴広報グループ　広聴広報監

〃　山梨県　産業政策部　成長産業推進課長

〃　山梨県　総務部　資産高度利用推進課長

（委員長の職務及びその代理）

第４条　委員長は、審査会を代表し、会務を総括する。

２　委員長に事故あるときは、委員長のあらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

（審査会の運営）

第５条　審査会の会議は、委員長が招集し、主宰する。

２　審査会は、委員の過半数の出席により成立する。

３　議事は、出席委員の過半数により決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

（事務局）

第６条　審査会の事務局は、山梨県総務部資産高度利用推進課に置く。

（委任）

第７条　この要綱に定めるもののほか、審査会の運営その他必要な事項は、委員長が定める。

附　則

この要綱は、令和８年６月１日から施行し、契約締結の日に効力を失う。